

# くろーバー News

## 「精神保健福祉法改正と成年後見人」

長年、精神保健福祉法の中で後見人、保佐人は「保護者」としての役割を負ってきた。受任した時に在宅であっても、調子が悪くなり、本人の同意がとれない状況下で入院が必要になった場合、後見人、保佐人が「保護者」としての義務を果たすことになるというのが、私が受任した時に感じたことでもあった。

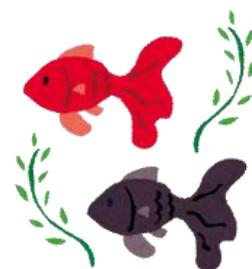
今回の精神保健福祉法改正を見据えた「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の入院制度に関する議論では、保護者問題が取り上げられてきた。そして、検討チームのとりまとめでは医療保護入院において、保護者による同意を必要としない入院手続きとすること、権利擁護のため、入院した患者が自分の気持ちを代弁する代弁者を選べることが記された。この時点において、非自発的入院に関して、成年後見人がこれまで保護者として負ってきた責任から免れる可能性があったのである。

しかし、状況は一変し、保護者制度は廃止となったものの「精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。」(第33条)と改正され、「家族等」の範囲に

ついては「当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。」(第33条2項)と示されたのである。

今回の改正において、後見人、保佐人に課される責任の範囲が不明確であるにもかかわらず、同意を求められる仕組みは存続してしまっただけである。改正の結果、安易な非自発的入院が行われる可能性や同意者の順位が曖昧となったことにより親族内で混乱を招く可能性への指摘等、課題が団体等から指摘されており、今後も見直しに向けた働きかけを続ける必要があるだろう。また、代弁者を置くことが見送られてきたことに関しても、真に患者本人の意思を代弁できる人が確保されるシステム構築をめざした議論が望まれる。

文責：岩崎 香



## 体験報告

岩手県／東京都 伊藤 亜希子

受任は2011年の秋でした。2007年のモデル研修で「女性はライフイベントが多いから男性よりも受任に躊躇するよねえ」などと話し合ったことを思い出しつつ、しかしもはや、それを言い訳にできない自覚もあり(笑)決心しました。情報収集の過程で「果たして私は必要？」という疑問が湧きました。対象となる成年被後見人には既に弁護士の後見人がおり、また退院促進事業の適用を受け、多くの関係機関が関わっていて、ケア会議には私以外に5~6名のPSWが顔をそろえる状況でした。退院後の生活に不安を抱いた弁護士が追加の選任申請を行ったことが、ケアチームは事後報告だったようです。当初はそれぞれの役割分担に戸惑う空気も感じましたが、本人や関係者と積極的にコミュニケーションをとるうちに、徐々に後見人PSWとしての立ち位置が見えてきました。本人の退院後の生活は、周囲の予想に反し順調に進展しているように見えてましたが、実は順調の絶頂期に急変が始まっていた構図で、結果再入院となり、病院PSW時代の経験を活かせなかったと悔やまれました。

2012年4月から、東北沿岸の被災地にてこころのケア事

業に携わるようになりましたが、受任1年強でそばを離れることとなり「新しい後見人に引き継いだ方がよいのでは？」という迷いに、病院時代からの先輩の「続けなさい」の一言で現在に至っています。再入院の危機介入は、ご本人から深夜のSOS電話を受け、翌日の訪問看護に受診同行依頼と、病院PSWに入院相談と口頭での保護者同意を行い、その翌日には休暇をとり帰京し同意書サインを行いました。保護者制度のジレンマを身をもって体験した思いでした。退院後も、関係機関との連携、月1~2回の自宅訪問、財産管理役の弁護士との橋渡しをしつつ、目下、東日本大震災以来話題の「災害時要援護者登録制度」の活用をご本人と話し合っています。

後見活動を通し実感することは、精神障害のある人の真のウェルビーイングを共に追求する担い手として、PSWの社会的意義の再発見と、その責任の大きさに比例する自己点検とネットワークの重要性でしょうか。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



成年被後見人の選挙権を自動的に剥奪とする公職選挙法 11 条 1 項 1 号は違憲であり、成年被後見人である原告の選挙権を認めるという判決が 3 月 14 日に東京地方裁判所において下されたことは、「クローバーNews 第 12 号」でお伝えしていました。その後、この判決を受けて、国会においても公職選挙法の改正が、2013 年 5 月 27 日に全会一致で参議院を通過し、成年被後見人の方々の選挙権・被選挙権の回復をみました。この改正法により、約 13 万 6000 人の成年被後見人が 7 月 21 日に行われた参議院選挙をはじめとする選挙へ参加できることになりました。

今回の選挙権回復を実現するまでに、4ヶ所の裁判所で訴訟を起こされた4人の原告をはじめ、多くの方々の努力があったことはいまでもありません。その上、司法府による画期的な判決と、また立法府が直近に行われる国政選挙である、7月に投開票が予想される参議院議員選挙での投票が可能となるようにと、判決から2ヶ月という異例のスピードで公職選挙法の改正が行われたのでした。しかし、このような権利の回復が図られていく動きの中で、国は「選挙権を行使する意思能力との関係でどう判定するかは、立法にある程度裁量の余地があると主張してきた。控訴を取り下げると地裁判決が確定し、従来の主張と違うことになる」とし、東京地方裁判所の判決を不服とした控訴を取り下げることなく、争う姿勢を見せていました。原告としては、公職選挙法の改正により、訴訟の目的は達成されているとして却下されてしまい、実質敗訴となる可能性などを考え、『選挙権を取り戻す』という最大の目的を達成できたことから、7月17日に「1、被告は原告に次の衆議院議員選挙並びに参議院議員選挙において投票することができる地位にあることを確認する。2、原告は本訴訟を取り下げ、被告はこれに同意する。」とする和解にて決着を図ることとなりました。東京地裁の判決を確定判決にできない形で終結をみたこともあり、今後も新たな意思能力による線引きをもって選挙権を奪うということを可能としないためにも、しっかりと今後の動向にも注視していく必要があるかと思われまます。

また、この法改正により投票ができるように法的に回復しても、投票できる環境の整備がなされて実際に投票ができなければ意味がありません。私たちは、成年被後見人の方々も含め、すべての国民に選挙権があること、投票ができることをしっかりと伝え、どのような候補者がどのような主張しているのか、また投票所でどのような手続きを行

うのかなどについて、ご本人が理解できる方法でしっかりと伝えていく取り組みが重要となります。その条件整備のひとつとして、投票所での投票が困難な方々のために、医療機関や福祉施設等の指定施設での不在者投票ができるように所属する機関の中でのとり組みなどを積極的に行うことがあるのではないのでしょうか。

原告ならびに支援いただいた皆様、本当にお疲れ様でした！！

文責：西川 健一

### 認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

#### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2013年7月12日現在登録者 92名

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	3	岩手 2、宮城 1
関東・信越ブロック	36	栃木 1、群馬 1、埼玉 9、千葉 3、東京 12、神奈川 9、長野 1
東海・北陸ブロック	11	岐阜 1、静岡 3、愛知 7
近畿ブロック	6	大阪 2、兵庫 4
中国ブロック	6	鳥取 1、島根 1、岡山 1、広島 2、山口 1
四国ブロック	5	徳島 1、愛媛 3、高知 1
九州・沖縄ブロック	20	福岡 7、佐賀 1、長崎 1、熊本 4、大分 1、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 4

#### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2013年7月12日現在)

家庭裁判所からの受任相談件数 58件

内、正式受任 37件	受任中	35件 北海道 2、宮城 1、埼玉 1、千葉 1、東京 16、神奈川 1、岐阜 1、愛媛 1、福岡 7、熊本 4
	受任終了	2件 東京 1、福岡 1
内、受任調整中1件	東京 1	

#### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2013年3月6日～2013年7月12日)

- 5月12日 2013年度第1回クローバー ワーキンググループ
- 6月2日 2013年度第1回クローバー運営委員会
- 6月15日 第49回全国大会第12回学会学術集会分科会にて発表



### 編集後記

7月に入り、例年よりも早い梅雨明けとなり、暑さがじわじわと増してくるのを実感しています。

前号から今号の発表の間、選挙権裁判の勝訴があってから、各地で久しぶりに自分の手元に選挙権を目にする被後見人が増えています。この復権する嬉しさを味わう熱さも、広まっていくことを祈っています。(毛塚 和英)

